

「徳島県人権教育指導員制度」について

（いのちを守る講師派遣事業について）

1 目的

人権教育指導員（いのちを守る講師）を選任し、学校、市町村教育委員会等が主催する研修会等において指導を行うことにより、「徳島県人権教育推進方針」に基づく人権教育を推進し、人権尊重社会の実現に資することを目的としています。

2 派遣対象

次のような研修会等において指導助言を行うため、指導員（講師）を派遣します。

- (1) 国・県の指定する事業
- (2) 徳島県教育委員会の実施する人権教育関係事業、研修会等
- (3) 学校、市町村教育委員会等の実施する研修会等
- (4) その他県教育委員会が認めるもの

3 派遣申請

人権教育指導員（いのちを守る講師）の派遣を希望する学校、市町村教育委員会等は、あらかじめ徳島県教育委員会人権教育課に連絡し、当該派遣要請の可否を確認した上で、各指導員（講師）と日程、内容等について打合せを行ってください。その後、派遣申請書（様式1号）を人権教育課に提出するとともに、派遣依頼書（様式2号）を指導員（講師）へ送付してください。終了後には、実施報告書（様式3号）を人権教育課に提出してください。団体名は学校、市町村教育委員会等とし、提出してください。

なお、1回あたりの指導時間は2時間、同一の学校、市町村教育委員会等への派遣回数 は年間3回を限度とします。

4 経費

人権教育指導員（いのちを守る講師）に対する謝金及び旅費は、別に定める基準により、人権教育課が負担します。

5 指導員（講師）・指導内容等

「徳島県人権教育推進方針」に示されている個別人権課題や普遍的な視点についての指導ができる指導員を選任しています。徳島県教育委員会人権教育課のホームページに、指導員名簿、派遣申請書・依頼書・実施報告書の様式等を掲載していますので、活用してください。指導員の連絡先については、徳島県教育委員会人権教育課までお問い合わせください。

〈 問合せ先：人権教育課 教育推進・支援担当 電話 088-621-3155 〉

徳島県人権教育指導員・派遣の流れ (いのちを守る講師派遣事業)

- 1 派遣依頼する人権教育指導員（いのちを守る講師）を決定
 - ・県教委人権教育課へ連絡し、協議を行う。**【電話：088-621-3155】**
 - ※事前の連絡・協議の期間は、原則、12月末までとする。
- 2 県教委人権教育課への連絡・協議後
 - ・人権教育指導員（いのちを守る講師）と直接連絡を取り、日程、内容等について打合せを行う。
- 3 日程、内容等の決定後
 - (1) 派遣申請書（様式1号）を県教委人権教育課に提出する。
 - (2) 派遣依頼書（様式2号）を人権教育指導員（いのちを守る講師）に送付する。
- 4 行事（講演・研修）終了後7日以内
 - ・実施報告書（様式3号）を県教委人権教育課に提出する。

※ 各様式については、徳島県教育委員会人権教育課のホームページからもダウンロードできます。